

路外駐車場を設置する場合は下記の届出が必要になります。

「駐車場法」に基づく届出

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく届出

「津山市人にやさしいまちづくり条例」に基づく届出 注1

下記フローを参考に手続きをおこなって下さい。また詳細につきましては都市計画課までお問い合わせ下さい。

路外駐車場設置届出フロー図

